

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年9月27日（月） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 堀局長・岡本次長補佐
8. 協議事項
9月定例会本会議（9月17日）から付託された事件（議案9件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時20分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年9月27日

文教産業常任委員長

早川文乃

記録調整者

岡本次

早川委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。なお、採決は挙手により行います。賛成の方は挙手をしていただきますが、委員長が結果を宣告するまで、手を挙げたままお待ちください。それでは、これより本委員会に付託されました議案9件について審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。

それでは、はじめに、議案第13号「長門市草地条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 おはようございます。それでは、農林水産課から提出をしております「長門市草地条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を申し上げます。今回の改正は、三隅地区の大里草地を条例から削除するものです。当草地につきましては、これまで三隅地区の肉用牛の生産農家により活用されておりましたが、現在では、同地区の他の農地を主な草地として活用しているため、草地利用の需要が減少し、十分な活用がなされていない状況となっております。こうした状況から、当草地を草地以外の農地として活用できるようにし、当草地の有効活用を図ることを目的に改正を提案させていただくものでございます。

早川委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 皆さんおはようございます。草地条例の一部を改正する条例ですけれども、当委員会も事前に現地を見させていただいて、今回この条例の改正が出てくることは重々承知の上で審査に臨んでおりますけれども、あえて、やはりここは、この改正の趣旨の中にありますように、当草地の有効活用を図っていくということが謳われております。具体的に、民間の企業等の名前を出してもよろしいと思いますので、具体的に、この時期になぜするのかを、まずお尋ねをします。

角谷農林水産課長 具体的にということですので、今、この草地ですね、今回の議案で提出させていただきまして、条例の方から削除するということが議決された暁には、こちらの草地を有効活用するというので、やはりこの草地、農地としてやはり残していきたいという市の思いも、強い思いもございます。それで、いわゆるこの草地を誰かに使っていただきたいという強い思いもございますので、今、民間企業の方からもこの草地を使いたいというお声もいただいております。具体的な名前を出しますと、楽天農業株式会社さんのほうにこの草地を、市が所有する草地を貸し付けて活用していただきたいというふうに考えているところでございます。

重村委員 よくわかりました。それともう 1 点、ここの改正の趣旨のところには、要約すると、畜産が盛んな時期には旧三隅町の時代にこの草地を造成して、その畜産農家はその牛の主食である牧草をつくって、長門市としては貸し出していたということですが、今回こういう民間企業のオファーとともに、根底にあるのは、今まで必要であった、その畜産農家が必要としていた草地が使用がなかなか困難と言いますか、もともと重要視されてこなくなったという背景も書かれています。で、長門市の持っている草地というのは、実は三隅地区だけではなくて、どっちかという油谷のほうが複数箇所あります。今後、この改正の趣旨からいくと、十分な使用がされてないところを見ると、他の草地もこういう条例改正が必要となってくる場面があるかと思っておりますけれども、それについての見解をお尋ねします。

高橋農林水産課主幹 委員ご発言のとおり、油谷地区におきましても向津具の地区になりますが、4つの草地が約 4.5 ヘクタールございます。昭和 60 年代に草地を旧油谷町が造成をして、畜産農家のほうが利活用していたところではありますが、以前と比べましてやはり農地のほうが、以前は水田で活用されていたところがだんだん空いてきておりまして、そちらのほうで畜産農家のほうが牧草を作付けをするというところに転換してきておりますので、現在では、そちらの草地のほうに関しましてもフルに活用ができているという状況ではございません。なので、そういった部分に関しましては、今回の三隅のように、楽天農業のような、そういった農地を利活用していただけるような、そういった者がいらっしゃれば、そちらのほうを活用していただけるということは今後、検討ができると思っております。

松岡委員 おはようございます。今回、今ご説明の中で三隅の草地が使われなくなったと。この使われるようにならなくなったという理由、他の草地を使うようになったということでしたが、この辺の理由を説明をお願いします。

角谷農林水産課長 今、草地として三隅地区の草地を今まで民間企業の方が活用されておったんですが、実際、他の地区にそういった草地に替わる場所がで

きたというところと、もう 1 点、やはりこの草地も今長い年月が経っておりまして、ちょっと土壌の方があんまり牧草を育てるのに適していないというようなところもございまして、できれば畑地として活用したいという声もちょっと上がっていたところがございます。そういったところもありますので、やはり今これまで活用されていらっしゃった方がこの三隅の大里草地から離れていったというところがございます。

田村委員 草地条例の改定です。具体的に名前が出ましたので言っても良いんでしょうけど、民間企業の楽天農業さんが活用予定であるということで、この有効活用なんですけれども、特定の業者さんに限ったわけじゃなくて、有効活用ということであれば他の業者さんが手を挙げられるとか、それ以外のことがあったときに活用を考えていらっしゃるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

角谷農林水産課長 この度の三隅の大里草地につきましては、楽天農業株式会社さんというふうになっておりますが、当然その他の草地につきましては、広くやはり活用したいというような民間企業があれば当然、楽天農業に限らず、いろいろ広く公募していきたいなというふうになっておるところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機をお願いします。

— 休憩 09 : 40 —

— 再開 09 : 41 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「令和 3 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）の補足説明をさせていただきます。補正予算書 88 ページから 90 ページの第 1 款「温泉費」、第 1 項「温泉事業費」、第 1 目「一般管理費」の一般管理費につきましては、4 月 1 日付の人事異動に伴う人件費の予算調整を行わせていただいたものがございます。以上で補足説明を終わります。

早川委員長 これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 14 号「長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 それでは、観光政策課から提出をさせていただいております「長門市金子みすゞ記念館条例の一部を改正する条例」について、補足説明を申し上げます。別添の議案参考資料 5 ページに改正の趣旨、改正の内容等を記載をさせていただいており、また新旧対照表で改正箇所をお示ししておりますのでございまして、特に補足説明はございません。

早川委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

岩藤委員 おはようございます。これは、15 号と合わせて質問でもよろしいでしょうか。

早川委員長 15 号は、また別でお願いします。

岩藤委員 内容としては同じような条例が提出されたと思うんですけど、17 日の本会議で綾城美佳議員が質疑をされております。その質問内容が、「金子みすゞ記念館、香月泰男美術館は本市の文化事業を担う重要な柱であり、今後これらの施設の管理運営を直営から指定管理者制度に移行されることが想定されるが、どのように発展されていく方針なのか」という問いについて、市長は「重要な作品を収集、保存、管理し、確実に次世代に継承していくという両館に課せられた大きな使命につきましては、公の施設としてこれまでと同様果たしていくこととなりますが、その管理について、民間事業者の活力を活用することで、管理経費や事業コストの縮減、業務の効率化などが図られるものと考えております。また、民間ならではのノウハウを活かし、絶え間なく変化、多様化する入館者のニーズに柔軟に答えていくことが可能となること、行政直営のように単年度会計の原則に縛られることなく、複数年にまたがった事業展開やサービスの提供、さらに、これまで以上に質の高い企画展等の開催や情報発信の強化などにより、両館の一層の発展を期待しているところであります。」というふうに答弁をされております。まず、この答弁に対して「重要な作品を収集、保存、管理し、確実に次世代に継承していくという両館に課せられた大きな使命につきましては、公の施設としてこれまでと同様果たしていくこととなります。」と答弁されておりますが、この 2 館というか、文化財面の保管や継承は具

体的にどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

市川文化・国際交流班長 展示品や資料の保存、それから整理といったことになると思うんですけども、所蔵作品や資料、また一部に受託作品等もございましてけれども、こういったものは今後も専門知識を持った者のアドバイスを適切に受けながら、職員が適切な保存整理を行い、次世代に引き継いでいくというふうに考えております。また、当然その作品に関連する方々や、関係者の方もいらっしゃると思いますので、その方との信頼関係もこれまでと同様維持しながら引き継いでいくことが重要だというふうに考えております。

岩藤委員 はい、分かりました。次の質問に移ります。「管理経費や事業コストの縮減、業務の効率化などが図られる」とは、具体的にどのようなところなのかお伺いをいたします。

市川文化・国際交流班長 行政による直営から、様々なノウハウを有する幅広い民間事業者に管理運営を任せることによって、考えられるのは例えば従業員のマルチタスク化とか、そういったことをすることによってスタッフ数を削減したりとか、そういうことで効率的な運営が行われるといったことが想定されると思っております。ただし、これは現時点での想定、仮定の話でありまして、基本的には指定管理者さんからの提案によるものというふうにも考えておるところでございます。

岩藤委員 それでは、次の質問に移りますけど、昨年12月定例会で「長門市くじら資料館条例の一部を改正する条例」と、「村田清風記念館条例の一部を改正する条例」を上程され、今年3月定例会では、両館指定管理者を公募せず、公益財団法人長門市文化振興財団に決定をされております。今回の指定管理者の選定については公募されるのか、お伺いいたします。

市川文化・国際交流班長 公募・非公募に関しましては、現時点ではまだ決定しておりません。今後、両方含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

岩藤委員 はい、分かりました。最後の質問にさせていただきますが、2館には、今は金子みすゞ記念館の方なんですけど、学芸員が配置されております。指定管理者制度に移行されるとなると、所在はどのように考えているのかお伺いいたします。

市川文化・国際交流班長 指定管理者制度になったと仮定しても、指定管理者には学芸員が必須だというふうに当然考えております。また、現在の学芸員についてなんですけれども、これの処遇についても、今後、検討させていただきたいというふうに考えております。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」

と呼ぶ者あり) ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 15 号「長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたら願います。

堀経済観光部長 それでは、観光政策から提出をしております「長門市香月泰男美術館条例の一部を改正する条例」について、補足説明を申し上げます。これにつきましては、別添の議案参考資料 6 ページに改正の趣旨、改正の内容等を記載させていただいており、また、新旧対照表で改正箇所をお示ししているとおりでございます。

早川委員長 これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

岩藤委員 この議案についても質問内容がちょっとかぶるんですけど、それについてお答えをいただけたらと思います。1 問目ですけど、さっきも質疑を行いましたけど、文化財面の保管や継承を具体的にどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

市川文化・国際交流班長 これも先ほどと答弁が重なるところがございますが、特に香月泰男美術館に関しましては、受託作品等も多く抱えているところがございますので、既存の貴重な作品と一緒になりまして、先ほどと同じなんですけれども、専門家のアドバイス等をいただきながら適切に保存整理を引き続き行っていくというふうに考えております。

岩藤委員 はい、分かりました。次の質問で、同じく「管理経費や事業コストの縮減、業務の効率化などが図られる」とは、具体的にはどのようなところなのか、お尋ねをいたします。

市川文化・国際交流班長 こちらも先ほどと重なりますけれども、いわゆる経理業務であったりとか通常業務を職員がマルチタスクでこなすことによって、いわゆる経費を削減したり、効率的な運営といったものが可能になっていくというふうに想定されると思っております。これも本当に、民間事業者さんからの提案によるものを最大限活用したいと考えておりますので、指定管理者となる方からの提案というところによるものなのかなというふうに考えております。

岩藤委員 それでは、同じ質問になりますが、この指定管理者の選定については、公募されるのかお伺いをいたします。

市川文化・国際交流班長 こちらにつきましても、公募・非公募も含めて今後検討してまいりたいと現段階では思っております。

岩藤委員 香月美術館は、専門的に職員として学芸員を配置されておりますが、指定管理者制度に移行されるとなると、その所在はどのように考えているのか

お伺いをいたします。

市川文化・国際交流班長 先ほども申しましたけれども、指定管理者において学芸員というのは必須というふうに考えておりますことから、今、職員の学芸員が1人、香月泰男美術館にはおりますが、これの処遇も含めて今後、いろんなパターンも想定しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

田村委員 これは、先ほどの第14号のところの説明されたのかもしれませんが、香月泰男美術館が直営から指定管理に移行されるということで、香月家との意思疎通というのはとられているのでしょうか。

市川文化・国際交流班長 香月家のほうとも、指定管理者に今後なる可能性も含めて協議しておりまして、この度、名誉館長に就任されたお二方にもこういったことのご説明は事前にさせていただいております。

重廣委員 これは、第14号と15号を一緒にしてはいけないという話がありましたが、一緒になるかもしれません。これは概要の中に、「民間事業者の活力やノウハウを活用することで住民サービスの向上を図る」ということがありますが、大概この条例改正の場合は、ある程度受け手等が話がありましてされるというのが、先ほど農林水産課のほうでも同じような条件の条例改正があったわけですが、これはまだ、先ほどから公募、非公募、まだはつきりしていないと、指定管理者はどなたか分からないという話がありましたが、ある程度目途というのは立っているのでしょうか。

市川文化・国際交流班長 現時点では、広くどなたでもというところで、今後検討してまいりたいというところでは今考えておりませんので、ご理解賜りたいというふうに思います。

重廣委員 今まだ目途も立っていないのに、この条例を出されたということは、今の現体制では市民サービスの向上等に問題があるとお考えなんですか。私はそれが不思議でならないんですよ。今の現状で市役所さんの職員と、会計年度の方もおられると思います。運営しておられますよね。ただ、それが今無理だから、民間の力を借りるために指定管理ができる条例改正を今のうちにしておくと。なぜ今のタイミングで、このタイミングで出されるのか、そのあたりの考えを伺いたいと思います。

市川文化・国際交流班長 先ほどから申し上げますとおり、コスト面の削減であつたりとか、サービスの向上といったところは当然のことなんですけれども、今この時期に出した理由といいますのは、指定管理者さんを今後選定して決めていくにあたって、これは議会の議決が条件になってまいりますので、当然12月議会であつたりとか、3月議会とか想定してスケジュールを組んでいかなきゃいけないというところ、それから今、仮に指定管理に出すことになった場合、当然、今市直営でやっております、そこに携わるスタッフの方も当然いらっし

やいますので、その方々がもし民間になった場合に、今後引き続きそこで働く、働かないとか雇用の問題も出てまいりますので、引き続き働くか新たに新しい雇用先を探されるかとかといった期間とかも考えながら、議会のスケジュールも逆算しながら、この9月議会に上程をしたというところでございます。

重廣委員 私が伺ったのは、今の言い方であれば、来年の4月から確実に指定管理をされる場合、私は、今から公募、非公募、相手も決まっていない状態で、ただ市民サービスの向上や管理運営の効率化が期待できるという目的で、この条例を出されていますよね。そのことについて、なぜ今なのかと。今まで効率が悪くて市民サービスの向上もできてなかったというふうに、部としては判断されていたわけですか。そのあたりが、なぜ今頃出されたかを伺いたいですよ。これは部長に答えてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

堀経済観光部長 もちろん現在まで、議員ご指摘のように、市民サービスができていなかったのかという、そうではございません。ただ、従来から例えば、現くじら資料館なり、それから実際に三隅の記念館を指定管理いただいている文化振興財団からはですね、やはり大きい範囲で指定管理をすることによって、人件費等を考えていくことができるというようなご希望もいただく中で、先般、2館につきましては、先行して指定管理を出させていただいたところでございます。2館の指定管理の状況につきましては、例えば販売物品について新たな展開の中で利益も上がっているというふうにお伺いしておる中で、この度、新たに2館を指定管理をできる形に条例を提案させていただくことにより、より有効に民間の皆様のお力を借りながら、文化の振興を含めて館運営ができていくのではないかとということで、我々のほうといたしましては、このタイミングで2館の状況も含めて勘案した上で指定管理のできる規定をこちらで提案をさせていただいたというところでございます。

重廣委員 これで最後ですが、ということは、これはあくまでも条例改正、できる規定の条例改正でございますので、先ほど説明員の方が説明されましたように、来年の4月からさかのぼって、今出して今出して、認可をもらってというふうなことを言われましたが、ひょっとしたら来年はまだ指定管理にはならないという可能性もあるというふうに認識してよろしいんですか。

堀経済観光部長 先ほども私どもの方からご説明をさせていただいたとおり、今後、指定管理につきましては選定委員会の中で協議をしていく中で、有効性等については審議を行いながら、実際に有効性がないというふうな判断になりましたら出さないこともあり得るかなというところで、現在、検討をこれから進めていこうということで考えております。

重村委員 1点しか質問しません。今部長の答弁の中から、4館、4つの会館というような数字も出てきましたけど、そんな話をするとならぬという

話になっちゃうからね、あまりそういうのは僕は言わないほうがいいと思うんですよ。今決まってないって言うのであれば。これは苦言を呈しておきます。4館一緒だったら、運営がもっと規模が大きくなってやりやすいとかね。そうなっちゃうと、担当者との答弁が全く整合性がないわけですよ。でしょう。これは苦言として言っておきます。このタイミングで条例改正が2館出てくるっていうのは、最終的に長門市の持っているそういった観光施設面からある館を、民間の力をもっと活用して欲しい、そして、行政ではできなかったところを飛び越えてやって欲しいという意味合いはあるんですけど、やはり前半で、去年私たちも議決した「くじら」と「村田」とはやっぱり意味合いが違うんですよ、これは。僕はそう思います。やはり、「みすゞ」にしても「香月」にしても、これは日本国中にファンがいるわけですよ。より地域性が強いのはやっぱり「村田」、「くじら」であったであろうと。だからこの2館をね、長門市にあるそういった芸術文化の館をやはり全て指定管理にしていくんだっていうのは、たやすい考え方で、私はこの先にあるであろう指定管理者を選定するのを決めていって欲しくない。はっきり言うと。そこにはやっぱり一定の、もちろん観光施設っていう面もありますけど、対日本、対世界という意味合いも含めて、長門市の持っている所有している大切な館なんだという認識を今一度やっぱりそこは重く受けとめて、だから部長の言った4館にしたら経営が云々なんて発想が、それは100のうち1つはあってもいいよ。だけど、それが主になって出てきて、指定管理ありきで進めていくっていうのは僕はおかしいと思います。ここには多分、振興財団の関係者の立場が変わればいらっしゃるでしょうから、この発言をきちんと耳に入れて考えていただきたいと思いますけど。だからこの2館の、この館の重み、重要性、これは対日本全国に対しての私達の取り組みなんだというところをきちんと認識した上で、見解を聞いておきたいと思います。

堀経済観光部長 委員のご指摘について、ご答弁をさせていただきます。おっしゃられるとおり、この2館につきましては全国的にも著名な館でございます。もちろん我々としては、香月泰男画伯、金子みすゞさんについては、これまでも文化的な検証という意味からも、市として観光だけでなく文化人としての価値を高めていくという意味からも、様々な活動、取り組みを行ってまいりました。この中で、先ほど私の方からちょっと答弁させていただいた2館についてのご希望、文化振興財団のご希望については、10年来から文化振興財団の理事のほうからもご希望をいただいております中で、そういったケースもあり得るということでのちょっとお話をさせていただいたところでありまして、軽率な発言があったところは否めないと思っておりますので、お許しいただいたらと思います。ただ、今後、これまで以上の全国的な発信等を考えていく中で、我々の

今まで発言で成し得なかった、例えば全国発信なりを効果的に行っていくという意味では、やはり指定管理も案の 1 つの手ではないかということで、今後、審査会内で検討させていただくということで今回、条例化、一部改正に至ったものでございまして、このあたりはご理解をいただきまして考えていただけたらというふうに思っております。

田村委員 重村さんの後にこんな些細なことを聞いて申し訳ないんですけども、民間の活力を利用されるということでしたけれども、なかなか直営を民営化したことに、あまりポジティブなイメージが過去にないんですけども、1 つだけちょっとお伺いしたいんですけども、民営化にするということは市民の方が期待されることはサービスが良くなるとか、料金が安くなるとか、そういったことがあると思うんですけども、今のサービスよりも最低限下がっちゃいけないと思うんですが、この 1 点だけなんですけれども、長門市民の方は入館料が今無料になっていますよね。これは、例えば違う事業者さんになった場合、同じ事業者さんになった場合も勿論そうなんですけれども、こういったサービスっていうのは継続されるんでしょうか。

市川文化・国際交流班長 料金等に関しましては、今回の議案にも出しておりますけれども、条例で基本的な枠組みを定めておりますので、基本的には今の現状のまま行くとは思うんですけども、その辺も含めて指定管理者さんが自由に決めるわけではなくて、この条例によりけりということでございます。

松岡委員 率直的な質問なんですけども、この改正内容の 1 番の開館日、開館時間及び 2 番の開館料及び使用料、従来は別紙で別の条例等で規定していたと思うんですが、これを本条例の中で記載するということの、指定管理者制度にすることとの関係性といいますか、メリットといいますか、その辺をちょっと教えていただきますでしょうか。

市川文化・国際交流班長 利用、使用料に関しましては、これは今まで長門市使用料徴収条例という別の条例で、ほかの館と同時に定めておりました。今回、指定管理者さん、民間も含めて指定管理に出すことが可能になるような条例改正でございまして、メリットといいますか、条例をきちんと使用料も含めてそれぞれの条例に定めさせていただく、整理をさせていただいたということで認識いただければと思います。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ほかにご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため、暫時休憩します。委員の皆様は、自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:11 —

— 再開 10:12 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第5号「令和3年度長門市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、第5号議案に対する補足説明をさせていただきます。今回の補正は、収益的収支予算及び資本的収支予算の支出については、人事異動に伴う人件費の予算調整であり、また、簡易水道における修繕費の不足分の追加及び東大坊地区導・配水管布設工事において、JRとの協議結果により、来年度以降の工事を今年度施工することとなったため、資本的支出予算において工事請負費を予算計上したものであります。なお、収入については、補正額に応じた基準内繰入額と基準外繰入額である簡易水道事業費の欠損金補填の一般会計補助金を調整したものと、工事請負費にかかる企業債を追加計上したものであります。以上でご説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、予算書3ページのところです。今補足説明のところでも局長のほうから出てきましたけど、資本的収支の部分の支出で、俵山簡水のところです。修繕費ということで140万円上がっておりますけど、補足説明ではちょっと内容がよくはつきりわかりませんので、詳細な報告をお願いしたいと思います。

管田水道班長 先ほどご質問のありました修繕についてですけれども、俵山地区におきまして、夜間流量、要は漏水量が多くなるという事態が今年度の5月頃発生いたしました。これに伴いまして、漏水調査を行いまして、漏水箇所を4箇所発見いたしました。この4箇所の修繕で当初、予算を上げておった修繕費を支出したといった状況になっております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 号「令和 3 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 第 6 号議案に対する補足説明はございません。提出議案で説明している人件費の調整のみとなっております。

早川委員長 これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 7 号「令和 2 年度長門市水道事業剰余金の処分について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、第 7 号について補足説明をさせていただきます。今回の剰余金処分につきましては、次の議案第 8 号の「令和 2 年度長門市水道事業会計決算」の 6 ページの下段にある、「令和 2 年度長門市水道事業剰余金処分計算書」と同様の内容となっておりますが、令和 2 年度末決算での未処分利益剰余金の合計額 3 億 168 万 4,743 円全額を、今後の企業債の償還金に充てさせていただくため、減債積立金に積み立てを行うという利益の処分行為につきまして、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めますのでございます。以上で補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 8 号「令和 2 年度長門市水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 それでは、8 号議案に対する補足説明をさせていただきます。令和 2 年度長門市水道事業決算につきましては、お手元の決算書でお示しておりますが、当年度末における給水人口については、決算附属書類の「事業報告書」の 17、18 ページに記載がありますが、その「業務量」のとおり全体で 3 万 427 人となり、前年度に比べ 517 人減少し、年間有収水量は 361 万 6,936 立方メートルとなり、2 万 8,512 立方メートル減少しております。また、建設改良事業につきましては、決算書の 13、14 ページの「建設改良工事の概況」のとおり、各地区の老朽管の布設替工事や中継ポンプの取替工事及び湯本浄水場築造

工事並びに水道監視システムの更新等を行ったところでございます。続きまして、経営状況についてご説明させていただきます。収益的収支は、収入額 6 億 7,673 万 1,973 円に対し、支出額 6 億 7,500 万 9,646 円となり、差し引き 172 万 2,327 円の純利益を計上しております。また、資本的収支は収入額 2 億 8,953 万 500 円に対し、支出額 6 億 6,914 万 438 円となり、差し引き 3 億 7,960 万 9,938 円の不足額を生じております。この不足額につきましては、決算書の 3 ページの下欄にお示ししておりますとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金により補填しておるところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

田村委員 昨年も同じようなことを質疑されていると思いますけれども、まず有収率についてお伺いしたいと思います。平成 38 年度の目標値が 87.2%ということで、現状が 77.5%ということになっております。平成 27 年にスタートした時点で 80.1%だったものが、今現状こういうことだということなんですけれども、現状のご認識と、それから平成 38 年に向けてどのように改善をしていくかということをお伺いしたいと思います。

濱谷施設整備課長 委員おっしゃるとおり、目標値に対してはかなりまだまだ低い水準にきております。水道ビジョンに掲げた 87%につきましては、かなり高い目標だというふうに認識はしております。その原因としましては、やはり多くの老朽管、経年管を抱えているその関係で、漏水量がかなり増えております。日々その漏水量の修繕等につきましては、様々な工夫をしながら有収率を上げる工夫を行っておりますが、まだ少し時間は令和 8 年の目標値には時間がありますので、最大限のそういった工夫を今後も引き続き続けてまいりたいと考えております。

田村委員 有収率につきましては努力をしていただけるということですが、続きまして同じく回収率なんですけど 78%ということになっております。これの目標を何%にするかということと、その目標に向かってどのような施策を行っていくかということについてお尋ねをいたします。

吉岡管理課長 回収率につきましては、基本的には 100%を目指していく、地方公営企業としては目指していきたいと思っております。ただ、うちの事業実態としましては、ある程度地域的な要因もありますし、なかなか 100%に一度に到達するっていうのは、ある程度料金の収入とかその辺にも関係してきますので、その辺を今後見極めながら当初の予定どおり 100%を目指していきたいと思っております。

田村委員 ただ今お伺いしました有収率と回収率なんですけれども、県内他市

との比較について、もしご説明できるようであればお願いします。

田村上下水道局長 令和 2 年度の決算数値については、まだ各市審議中ですので、ちょっと公表という形にはなっておりません。元年度で申し上げますと、県の平均の回収率が元年度平均で 92.9%となっております。元年度の長門が 82.2%。低い方から申し上げますと、美祢市さん、萩市さん、その次が柳井市さん、その次が長門市という形で、やはり北浦 3 市といたしますか、中山間地を抱える過疎地域について、簡水等も含めておりますので、なかなか条件が不利益のところが多いという状況になっております。

重廣委員 それでは、令和 2 年度は 3 年の年を明けまして 1 月に寒波がありまして、以前 29 年にも寒波がありまして、その時にもかなりの漏水、水道管等が破裂して漏水があったという報告を受けました。監査意見書によりますと、今回の寒波は、前回の経験をもとにかなり被害を最小限にとどめられたというふうに謳ってあるんですが、課としてどのような対策をとられて、どのような影響で収まったのか、それについて伺いたいと思います。

管田水道班長 平成 27 年度の大凍結の時ですけれども、このときは断水の原因となる漏水調査を職員で行いまして、給水管、2 次側、要は個人の所有の管になりますけれども、こちらの漏水で特に空き家の漏水を発見することに時間を要しまして、復旧まで時間を要したという形になっております。これを踏まえまして、今回凍結が起こった際には、寒波が到達すると分かった前日に一部地域ではございますけれども、空き家についての水道メーター手前の止水栓バルブを閉める予防措置を行っております。それから、先ほども申しました平成 27 年度の際には、漏水調査を職員で行ってございましたけれども、今回の大凍結の際には、職員と合わせて水道メーターの検針員さんを活用させていただきまして、漏水箇所の早期発見と対応につなげております。あわせて他部局の水道課経験職員に応援を要請して、広範囲で迅速に漏水調査を行ったということでございます。

重廣委員 27 年と言われましたかね。これには 29 年の寒波による経験を生かされているというふうには書いてある。27 年でよろしいですね。27 年度。これには 29 年って書いてありますけど。それはよろしいんですが、この経験を生かして各家庭においても、外部に取り付けられておられます水栓等は防寒を事前に付けたという家もあるんじゃないかと思うんですが、今、横の連携といたしますか、メーター検針員の方と連絡を取りながらという話がありました。これには他の部署の方にもお手伝いをいただきながら最小限に防げたというふうにはありますが、空き家の方は仕方ありませんが、寒波が来るであろうと、当然今頃のメディアですから、住民の方もそういう現象になるんじゃないかと事前に分かりますけど、水道課としてまたこういうことが起きてはいけないから、その 1

週間前なり 2 週間前に周知をされる、その周知方法はどのようにとられたか伺いたいと思います。

吉岡管理課長 周知につきましては、一応ほっちゃテレビの文字放送をちょっと活用させていただいたことと、あとほっちゃテレビで寒波による凍結の予防のビデオ的なものを放送させていただいておるところでございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、令和 2 年度の決算を迎えて、未収金に対する見解をお尋ねしたいと思います。分かりやすい資料は、決算意見書の 19 ページに未収金の状況が詳しく出ております。会計全体でいうと 0.2 ポイント、料金の回収ができなくて下がっている、前年に比べて、そういう状況が書いてありますけれども、私は特筆すべき部分は、この俵山簡水の回収率からいうと 84.0 ということで、極めて水道事業を、まあ俵山簡水というのは全体からするとパーセンテージは大して高くないかもしれませんが、ここでの回収率が非常に回収ができてないところを非常に私としても気にかける部分ですけど。131 万円余りの回収不能の料金が出ているということに対して、どのような見解と、どういう状況の中でこういう額になったんだというふうに認識を持たれているのかお尋ねをしたいと思います。

藤井管理課長補佐 未収金についてお答えします。前年同様に停水を中心とした滞納整理を実施しているところなんですけど、コロナ禍による収入減といった場合には、徴収猶予というのを実施しております。特に、大きな大口の滞納者につきましては、一応分納をしている場合、約束金額に満たない場合や連絡はあるものの納付がない場合、そういった場合には徴収猶予ということで停水を実施していない、そういうこともありまして、そこが収納率の下がった主な原因でございます。俵山地区につきましては、大口というのが 1 ヶ所ございます。そこが大きな原因となっております。

重村委員 トータルのこともこの後、今から聞こうと思いましたが、令和 2 年度というのは、今おっしゃったようにコロナ禍の中でもう 4 月 1 日から、何て言いますか、日本中がその影響を受けて 1 年間過ごしてきたわけですけど、固定資産税等であれば、これは国の施策で、例えば減免であったりとかいろんなことが打ち出されてましたけれども、こういった水道料金に関しては、ある程度その市町村に任せられた部分が大きかったと思うんですね。この令和 2 年度の決算を迎えて、このコロナ禍の中での対応と、こういった見解を持って、未収金も発生してますけれども、回収するっていうのは当然行政としての役目でもありますから、この 1 年間こういった対応をしながら料金の回収に努められたのか、これをお尋ねして終わりたいと思います。

田村上下水道局長 水道料金につきましては、税金等とは違いまして、猶予制

度っていう特に規定したのもございません。なので昨年、大規模に税金を含めて発生した時に、そういう公共料金、水道、下水道サイドのものでございませすけど、その収納についての対応という形で市内部で協議いたしました。その時に、納付相談という形で納期限を遅らせたりして、言えば猶予っていうことになりますけど、そういう措置をしながら分納計画をつくりながら、それを実施しているところでございます。いずれにしろ、水道、下水道料金につきましては、2ヶ月スパンで同じようにきますので、今相談を受けてる件数は、大口についてはやはりある程度の猶予期間を持ってしないといけないということで、それで対応しています。今年に入って聞くところによると、若干ちょっと湯本地区のほうでも、改善、昨年よりも改善の兆しが出ているということであって、その猶予の収納についてもある程度は入ってくるような状況になっている現状でございます。

重村委員 最後にしようと思えますけど。今局長が言われたとおり、税・料、長門市が責任を持って回収し支払いを求めるというのはありますけど、一番このコロナ禍とかで、事業者の方、特に旅館業であったりとかホテル業であったり、飲食業であったりとかいうところは、一番最初に支払いが困難になって滞納が生じるっていうのがこの料の部分であろうというふうに私は思うんです。ですから今後も、この3年度にももちろんまだコロナ禍の中で大変な状況も続いておりますけど、是非、回収する責任も問われながらその中で、責任ある市民生活を守るという観点も忘れずあたっていただきたいということを申し添えて終わりにしたいと思います。答弁は結構です。

田村委員 それでは、料金改定のお考えについてお伺いをしたいと思います。昨年度に局長がご答弁されたものをちょっとかいつまんでご紹介をするんですけども、まず令和2年度中に料金のあり方、算定基準を決め、内部で決めた改定率の諮問を受けて、もう一度審議会に諮り、最終的な答申を受け料金改定に向けて条例改正案をつくり住民説明をしながら、水道料金を20年に水道料金を統一してから12年経っているの、その説明も必要なので、目標としては令和4年度中に料金改定を実施するという方向で、その前に遅くとも令和3年度中に条例改正を出すという形で一応考えているということでした。その令和2年度中の諮問と審議会に諮りという部分について、どのように進んでおられるのかをお尋ねいたします。

吉岡管理課長 審議会の今、スケジュールなんですけれども、一応諮問については今のところ、まだ諮問のほうを審議会の方にまだ諮っていない状況でございます。諮問を今後、審議会へ諮った後に、審議会の中でその辺を検討していく、審議会を経て最終的には答申をいただくような形をさせていただこうと思っております。具体的には一応10月、今、緊急事態宣言等が解除されるであろう

10月ぐらいには、諮問のほうを行う予定としております。

田村上下水道局長 追加で説明させていただきます。昨年度発言申し上げたときに、審議会のほうで開催が継続中でした。3回目ぐらいだったと思いますが、昨年6回という形で審議会を開きまして、本来なら水道料金の算定基準、その辺を説明し、ざっくり言えば学習会という形で審議会委員の方にご理解いただいて、今年の令和3年の3月議会で経営戦略というのを、投資及び財政計画の10年の計画をつくっておりますけど、それを全員協議会ということで議会後説明させていただきましたけれども、その作成にある程度、審議会が出た意見を反映させていただくとともに、市として今の経営状況は今後これぐらいでないと改定しないといけないという、あくまでも今の状態だったら改定率がこれだという形で示させていただいています。それが翌週、市内の新聞社から出てから大きなインパクトを与えていると思いますけれども、それを受けまして今年度、まだちょっと審議会は開催できておりませんが、今内部で協議をさせていただいております。最終的に先ほど吉岡課長からも説明がありましたとおり、早急に改定に向けた改定案の諮問という形で審議会を10月に開催させていただいて、審議をいただいて、諮問答申という形でいただきまして最終決定して、今からコロナの現状等もございますので、審議会において意見なども出ると思いますけれども、最終的には市長において、その改定期期とかを決定させていただいて、いつ改定するかという形を今後決めていくような形になるというような経過をたどっております。

田村委員 先ほど寒波の際の情報発信、27年度の経験を踏まえてということで、確かに今回の寒波につきましては、ほっちゃテレビの文字放送のところでも見ましたし、動画も見ましたし、随分と情報発信されてるなというイメージがあります。一部断水しましたがけれども復旧も早くて、前回の27年度の時も、1週間ぐらいで全体がもう復旧したという、すごく上下水道局の皆さんのそういうところを市民も見ていると思います。料金改定とか、なかなかデリケートな問題なんで、そうそう事は進まないだろうなとは思いますが、一応、条例改正案ということで去年出てますけれども、今年度中に出るというふうなイメージでよろしいのでしょうか。

吉岡管理課長 条例改正については、先ほど局長も申しましたように諮問を受けて協議し、答申をいただいた後に判断したい、その辺の条例改正も含めて、その辺は判断していきたいと思っております。

松岡委員 先ほどの話の中で、回収率100%を目指すというふうなお話だったと思うんですけど、これは実際に料金改定をして100%を目指すということなんでしょうか。

吉岡管理課長 公営企業ですので、基本的には独立採算です。回収率が100%以

上を目指さないといけないんですけれども、現実的に今の回収率から 100%をいきなり目指すっていうのであれば、かなりの料金改定になると思います。その辺を踏まえて、実際に 100%を目指すんですけれども、現状の料金と改定率については、また今のコロナ禍であったりですとか、その辺も踏まえまして、この辺を判断して審議会の答申もありますし、その辺を判断してまいっていきたいと思います。基本的には 100%を目指すという方向性は公営企業ですので、その辺は目指していかないといけないと思っております。以上でございます。

松岡委員 段階的に値上げをされて、最終的には 100%以上になるようにするという認識でよろしいですかね。

吉岡管理課長 一応、経営戦略のほうに、令和 3 年 3 月に策定しましたけれども、そちらのほうにも書いてありますとおり今議員おっしゃられたように、最終的には 100%を目指す。段階的という形ですかね、目指していきたいと思っております。以上でございます。

田村委員 それでは、大河内川ダムの事業について、決算書の 26 ページですが「水源開発費」、こちらのほうをお伺いするんですけれども、先ほど料金改定の話を見せていただいて、上がることも据え置くともまだ決まっていないと思うんですけれども、ダムの管理の費用負担、これは県が 50 年をかけてということでしたけれども、長門市も参加しているということで費用負担があると思うんですけれども、この費用負担分というのは料金改定の際に上乘せに検討されるというふうにお考えでしょうか。

田村上下水道局長 県営の大河内川ダムにつきましては、多目的ダムで、メインは治水という形で河川の氾濫を防ぐというところでございます。上水については、昔、大規模の渇水が起こりまして、それに要望していくという形で、そこが上水の負担率が 6.5%に今落ちております。実質的な負担はかなり下がっておりますので、ですから今そこについて、県営のダムの負担金という形で建設仮勘定に今資産として上がっております。それが、一応今の県の計画では令和 11 年度という形になってはいますが、それが国の予算によって流動的でもございますが、それが供用開始になった時には、その建設仮勘定からこの 3 条のほうの減価償却が始まりますから、その費用が今度は水道料金のほうの料金の対象経費として、それを見るような形になります。

田村委員 それでは、大河内川ダム事業の検証に係る検討という平成 27 年 8 月の山口県の資料を見させていただきました。ダム工事をどうするかという問題を考えるのはちょっともう今ではないのかなという感じもするんですけれども、ちょっと 1 つ気がかりがありました。環境対策への懸念という部分がありまして、生態系の影響をどのように考えているかというところなんですけれども、例えばダムができたならブラックバスやブルーギルの放流をするものが出てくる

かもしれないというようなことがあります。それで、外来種によってその地域の河川の生態系が変わってしまうというようなこともあるんですけども、この生態系の影響というのはどのようにお考えでしょうか。

田村上下水道局長 上下水道局としては、その事業自体が県営のダムの本体工事になっておりますので、上下水道局としてはその環境、その辺の環境についてまではなかなかうちとしては、生活環境とかと連携を取るということはできませんが、その辺はちょっと上下水道局からは直接はちょっと言えるものではなくて、うちはあくまでもその多目的ダムの1つとして上水の部分をお願いするという立場でございますので、どうか答弁にはなりませんけど、そういったこととでございます。

田村委員 はい、分かりました。ちょっと私の資料が今、表示ができなかったのですね。長門市が共同で管理をするというふうなことが書いてあったような気がしましたのでちょっとお尋ねをいたしました。それでは続けていきます。これも県の事業ですので、上下水道局にお尋ねするのは違いかも分かりませんが、仮にの話です。ダム工事がもう来年から始まるんですかね。着工ですか。予定では31年と書いてあった気がするんですけど。ちょっとそこはいいんですけど、仮にダム工事が中止になった場合ですけども、その事業に合わせて深川大橋下流の改修の予定があったと思うんですけども、これに影響があるかどうかというのが、もしお答えいただければお願いします。

田村上下水道局長 今、県におきまして業務の見直しとか県の再評価というのは行われておりますが、昨年度の田村哲郎議員からも言われておりましたけれども、長門市本市にとってはやはり治水、湯本の開発とか、そこという河川の氾濫という大きい面もございまして、そういう意味で長門市としてはその大河内川ダムの必要性というのはあるというふうには認識しております。橋については、まだちょっとそこまで具体的に話はございません。

田村委員 これで最後にします。橋というのが先ほど申し上げた、多分市も参加をされていたんですけども、どれでしたっけ。大河内川ダム事業の改修にかかる検討会議か何か市も出席をしておられて、何かそういったコメントが入ってました。で、いいです。深川大橋の下流部分がまだ整備をされていないということで、それも合わせてやるというようなことを県が答えておりましたので、ちょっとお尋ねをしました。ダム事業がいよいよ始まってあと10年のうちには、計画でいくともうダムが供用開始されるということですけども、これまで随分時間がかかっておりますよね。これは副市長にお尋ねをしたいんですけども、このダム事業について、今後の展望なり、これまで時間がかかったことであり、どのように今お考えでしょうか。

大谷副市長 それではご指名でございますので、私からお答え申し上げたいと

思います。この県営ダム事業でございますけれども、ご案内のとおり、県におきましては、岩国地域でございます平瀬ダム、この完成に向けて取り組んでこられた。その中で、大河内川ダムの建設問題が浮上し、そして一般質問での答弁でも市長が申しましたように、50年前からの半世紀に及ぶ木屋川ダムの嵩上げ問題といったものが浮上してまいりました。そういった大型プロジェクトは県にとりましては大変、こういった厳しい財政のもとで進めていかなければいけないだけども、どうしても優先順位というものがございます。そのため、今は平瀬ダムの完成を目指して進んでおり、もうじき完成になるわけでございますけれども、その次は、これまでもいろいろと政権が交代する中で、こういったダム事業はどうなるのかということで再評価も経ながら、今日に至ったわけですが、今はこの大河内川ダムが次なる県営事業として取り組まれるということで、いよいよ着工に持っていきけるんじゃないかなと認識しております。木屋川ダムの嵩上げ問題は、まだこれからだと思いますけれども、これも今県のほうでは調査事業なり、地元調整というものに入っていこうというところで、私ども長門市といたしましては、是非1日も早く大河内川ダムに槌音が響くことを願っておりますし、そして、いずれは木屋川ダムの嵩上げ問題も着工に持って行っていただきたい。これはもちろん利水地域は下関市とか下流だけではございますけれども、俵山地区が大きな影響を受けるということでございますので、これも地元の理解を十分得ながら進めていただきたいと、斯様に思っております。いずれにしても、大河内川ダムは先ほど出ましたように、音信川をはじめ湯本温泉地域、こういったところの氾濫を防ぐという治水目的が主となっておりますので、1日も早くこれを進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

西村委員 三隅地区の上水なんですけど、湯免ダムができて随分なりますけど、その水を利用されたことが過去ありますか。

坂倉浄水場長 委員のご質問にお答えします。湯免ダムから三隅川に流れておりますので、三隅川の水利権を取って、三隅の下の浄水場で取水をしております。「現在も」と呼ぶ者あり) 現在もです。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。「なし」と呼ぶ者あり) ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第8号について、認定することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手全員です。よって、議案第8号は、認定すべきものと決定しました。

最後に、議案第9号「令和2年度長門市下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

田村上下水道局長 まずはじめに、下水道の決算書の中に一部訂正がございま

すので大変申し訳ございません。決算書の 27 ページのところに、表題が「企業債明細書」という形になっているところの、企業債の「企」が抜けておりましたので、この際訂正とお詫びをさせていただきます。申し訳ありませんでした。

それでは、9号議案に対する補足説明をさせていただきます。令和2年度長門市下水道事業会計決算につきましては、お手元の決算書でお示ししておりますが、当年度末における水洗化人口については、決算附属書類の「事業報告書」の15ページの「業務量」のとおり、2万5,460人となり、前年度に比べ417人の減少となっております。また、年間有収水量は330万5,916立方メートルとなり、前年度に比べ8,807立方メートル減少しております。また、建設改良事業につきましては、決算書の13、14ページの「建設改良工事の概況」のとおり、青海・開作地区農業集落排水施設の公共下水道への接続工事や東深川浄化センター耐震診断業務及び東深川地区管渠施設実施設計業務、並びに田屋地区管渠施設改築更新工事等の主な工事を行ったところであります。続いて、経営状況についてご説明申し上げます。収益的収支は、収入額16億2,398万5,313円に対し、支出額16億2,398万5,313円となり、差引0円となっております。また、資本的収支は、収入額3億9,303万412円に対し、支出額8億2,481万7,568円となり、差引4億3,178万7,156円の不足額を生じました。この不足額につきましては、3ページの下欄にお示ししておりますとおり、消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金により補填しているところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 この令和2年度に青海処理区と開作処理区農業排水施設を公共のほうに1本化するという工事がされておりますよね。あそこを見てみますと、青海は、あれは機械ポンプ室ですかね、建物がございますよね。田んぼの真ん中にポツンと。それと開作地区にも、あれも機械室かポンプ室か分かりませんが建物がございます。あの2つのですね、あれはもう必要なくなるんじゃないかというふうな感じがするんですが、あの建物自体の跡地利用と言いますか、解体されて更地にされるのかどうされるのか、そのことについて説明願いたいと思います。

中尾下水道班長 跡地利用につきましては、両地区とも地域防災施設としての活用の計画をしており、施設内の詳細について説明します。地下の水槽躯体部分につきましては、非常時、長時間の停電等の場合に、汚水の一部を貯留する施設として使用します。地上の建屋につきましては、業務上必要となる防災備品、非常用発電機、汚水ポンプ、土のう等を収納する倉庫として利用します。残りの敷地につきましては、土のうの製作のヤードとして利用することを考え

ております。また、将来的には飲料水、毛布等の防災備蓄倉庫としての利活用も考えておりました、防災危機管理課と協議した上で、防災対策の強化に繋がる施設を検討していきたいと考えております。

重廣委員 将来的には防災危機管理課とやりながらという話ですが、維持管理ですよね。各行政区に貸されるのかな、ちょっとよく分かりませんが、例えばガラス 1 枚割れたということがあるんじゃないかと思います。駐車場みたいなものもありますし、広がっていますよね。今土のう等のストックヤードもつくりたいという話もございましたが、維持管理について、例えば草ボーボーになってしまったら誰も入りませんよね。それを行政の方をお願いされているのか、それとも上下水道局のほうで管理されるのか、あるいは防災危機管理課のほうで管理されるのか、そのあたりをはっきり決めておかないと、今このように跡地利用として使いますというすばらしい目標を持っておられますが、管理する方がどなたなのか、責任問題と言ったら失礼なんですけど、例えば開作のほうなんかは周りに木が生えていますから、枝が茂ってですね、もう人間が入れない状態になります。今のまま置いておきますと、少し周りの伐採と、青海地区の周りも草だらけですから、そのあたりの今後の維持管理をどのようにされていく計画なのか伺いたいと思います。

濱谷施設整備課長 両施設の今後の維持管理だということですが、現在、先ほども申しましたが、中の配管類等を今除けて、施設の中については整備がされております。併せてですね、現在、先ほど委員おっしゃられた草とかそういったものに関しても、将来的にはかなり住民の方とかにもご迷惑おかけするというふうに考えていますので、現在できる限りで今年度に張コンクリートをするなり、そういったことは考えております。維持管理につきましては、あくまで上下水道局の施設となりますので、引き続き当局の方で管理するというふうに考えております。

重廣委員 今下水道局の方でと言われたのは、建物についての話だと思います。敷地等は、地域防災のために今貸与されるという話がありました。発電機を置いてみたり、例えば土のう袋を置いてみたりする計画だろうと思うんですよね。ですから、もうその地域の方をお願いしてですね、周りの環境整備については頼みますよと。そういうことをしないと、草刈りは市に頼んで、自分たちはここを使っているんだと。それじゃあはっきりした防災の拠点にはならないんじゃないかと私は思っておりますので、是非その地域の方と相談されて、せめて周りの環境整備だけはやっていただけませんかという、それを条件にお貸しすると。そこまで厳しいことがあっても私はいいんじゃないかと。何でもかんでも市が管理しますから市がやるということになったら嘘になります。将来的に。そのあたりを厳しくやっていただけたらと思うんですが、見解を聞いて終わり

たいと思います。

田村上下水道局長 委員おっしゃるとおりだと思います。基本的には市の施設でございますが、一応地域の方も使われるということで、そこは協議しながら、なかなか人手が足りないというところもありますから、一緒にうちとやるとかですね、そういうこともできると思いますので、どういうふうなやり方がその施設にちなんだ良い管理のやり方かというのを検討しながら今後の予算等の、新年度当初予算編成も間近に迫っておりますので、それも含めて検討していきたいと考えております。

米弥委員 下水道の未収金についてなんですが、収入未済額はどういうところが増加しているのでしょうか。例えば、コロナの関係であるとか。お尋ねいたします。

藤井管理課長補佐 下水道料金の未収金につきましても、やはりコロナ禍による収入減といった形で、徴収猶予をしている大口の滞納者がございます。そこに対して、やはり収納率が下がっているといった状況ですので、水道料金と同様だということで、以上です。

重村委員 今回の米弥委員のほうから、収入未済金の関係について。1つは、ここ2年度の決算というのはやっぱりコロナの影響を受けて、大変な世帯もあったということで対応を聞きました。上水と一番違うのは、というのが綺麗な水のほうは、ボーリングです。その水を使って下水だけ利用するという世帯もあるわけですね。上水の場合は悪質な方に限っては、給水停止というような措置がとれますけど、この下水の汚水に関してはね、悪質だから何かをできるっていう措置がないですね。だから、これはもう本当にお支払いを、しつこく、どうされますかという取り立てって言っちゃいけませんけど、催促を本当に強化していく以外ないと思うんですけど、ここらあたりの見解というのはどのような措置を取られているか、また思われているか。

藤井管理課長補佐 下水道使用料につきましては、強制的に差し押さえができる公共の部分と、差し押さえのできない農集・漁集というのがございます。公共につきましては、基本的には財産調査をして差し押さえというのも可能ですので、その辺を強化していかなければなりませんし、農集・漁集につきましては、裁判所に訴えるといった形の方法もございます。ただ、今のところ上下水道局につきましては、そこまでしていないのが状況でございますので、今後強化していく必要があると考えております。

重村委員 それでは私は最後にしますけど、監査意見書の中の39ページの一般会計からの繰入金というところで、状況が記入されております。上水も下水も一般会計からの繰入金である程度、歳入歳出の均衡を図ることがされていきますけど、特にこの下水に関しては一般会計からの繰入金、基準内、基準外

を合わせると、40 ページにも記されておりますけれども、ここ 3 年間というのも 8 億 6,000 万円、7 億 7,000 万円、7 億 5,000 万円という一般会計からの繰入金によって会計は成り立っているという状況下にあります。今後、その上水のあと、水道のあとに下水のほうもというような少しお話も、料金改定ですね、というのもちろほら耳に入ってきておりますけれども、まだもう少し年数もかかろうかと思えますけど。これですね、私は執行部側としてやっぱりある程度の見解は僕持っておかないといけないのではなかろうかと思うんですよ。これはですから局長よりも私は副市長にね、是非ご答弁いただきたいんですけど、企業会計ですから、ある特定の事業をすることによって自前でちゃんと運営ができるのは大基本です。もちろん。ですけども、当市のような状況にある中では、一定の基準内、そして基準外のこの繰入金というものが必要不可欠といいますか、必要ですよ。でないと会計が回っていかないんだから。だから、大都市のように上下水の企業局が十分に料金で賄って運営できるという状況というのは、なかなかそれは長門市の場合において、よほど料金を取らない限り難しいと。その料金改定というのは多分市民は望んでいないし、多分議会も認めるような金額ではないということが想定されます。この中で、一般会計からの繰入金に関しての見解というのを、私は執行部としてきちんと持ち合わせておくべきだと。それが、例えば 4 億なのか 5 億なのかというところが必要になろうと思うんですけど、ここらあたり大谷副市長のほうから、今、どのような見解を持って、この下水道の事業をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

大谷副市長 それでは、一般会計からということで、執行部サイドからの意見ということで私のほうからお答えを申し上げたいと思います。昨年もこの委員会で重村委員からご質問いただきました。その際は、ご説明申し上げましたように、下水道事業の場合は汚水私費、雨水公費という原則がございます。つまり、雨水も下水道に流れ込むわけがございますから、ここは公の責任をもって処理しなければいけないということで、いわゆる、先ほどもおっしゃいました基準内繰出しというものは適切に、これは国のほうでも認めていただいているところでございます。この数字も、最近では 4 億 8,000 万円近い、5 億円近いお金が毎年のように一般会計から繰り出されているところでございます。ただし、基準外繰出しというものがございます。昨年は何とか、3 億円を切って 2 億 7,700 万円というところまでまいりましたけれども、やはりその料金の関係、地方公営企業でございますから、あくまでも受益者負担、独立採算という中で、その適切な料金というものも必要ではございますけれども、おっしゃいましたように、本市のように、市域が広域におよんでいること、それから管の老朽化なり、そういうものが進んでいるという状況を考えれば、極めてコストは高つく。そして、片や収益は人口減少によってなかなか望めないという状況の中にあっ

ては、一定の基準外繰出になるものは必要だろうとは思っております。というのは、上水でも一度、昨年も申し上げましたけれども、お1人の方がいらっしゃれば命に関わるもの、そういうもの、公共インフラを必ずそれはお1人であってもそこには造らなければいけません。そういった中で、下水道の事業でございますけれども、実は昨年ちょっとお答えを申し上げましたけれども、やはりこういった条件不利地域で公営企業を営んでいく上にあっては、何らか国の支援というものが必要じゃないかということで、これは市長会などを通じまして強力に強く要望してまいりました。昨年度、この3年度からは、たまたま新過疎法というのも改正が行われたところでございますので、例えば公営企業で発行しました過疎債に係る元利償還金、これについては交付税措置をすることが明確化されました。いわゆる基準内へ変更になったわけでございます。こういった要望活動、こういった努力は私どもは地道に続けていかなければいけないし、今後も引き続きその体制で臨んでまいる所存でございます。いずれにいたしましても、この基準外繰出しが少しでも減るように、経営改善にも取り組まなきゃいけない。それから、ご指摘のありました料金、こういったものについても、どういうところがあり方として適正なのか、こういうことも市民の皆様と一緒に協議をしていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

田村委員 今、料金改定の話にも触れられましたけれども、やっぱり企業であれば、料金改定、それから商品の価格を上げたりとかという前に、まずはその企業努力、経費削減なりされると思うんです。職員さんの生産性については上水のほうも下水のほうを見ても、非常に高い生産性を保っていらっしゃるんで、問題は人ではないというところが見て取れるんだらうと思います。これは施設であったり設備であったりということになるんでしょうけれども、そのあたり今後しっかりと有収率についても改善された上で、こういった話が出てくればいいなと思います。1点だけお伺いします。決算審査意見書の38ページに出ています営業収支比率なんですけど、これが34.9%ということになっておりますけれども、前年度に比べて0.1ポイント改善しているというところで、この数字についての現状認識と今後改善されるようであればその見込みをお答えいただけますでしょうか。

吉岡管理課長 営業収支比率につきましては、うちもある程度、経費の節減については常に行っているところではあるんですけども、なかなかやはり収入と支出のバランスといいますか、その辺でなかなか難しいんではありますけども、今後も経費節減に努めてまいりまして、営業収支比率、少しでも改善できるように努めてまいります。

田村上下水道局長 今、田村委員のちょっと補足ということで、下水道につい

ては農集を中心にやっぱり不明水が多いということで、まず、今後は汚水処理構想というのがありまして、その今後、老朽化したところの集排の処理場を統合した人口の規模と処理能力を勘案しながら統廃合をしていくという形になります。その前段として、不明水をとりあえずそこを対策しないといけないということで、今年度集中的に、これはちょっと雨が降らないと分からないというところがありますから、この度も4月からこの体制が始まって、私が見る限りでは今も職員は、本当、雨の日も不明水対策でバツと出ていますし、今後、新年度予算に向けても、今後は下水道についても水道に続きまして改定をお願いしていかないといけないということで、まず予算編成についても、もう1段階そこで本当の経費の節減ができないかというのを、この度指示いたしまして検討しております。まずはもう1段階そこを、より厳しく経費の節減に向けて努力するという姿勢を示していこうじゃないかということで、今職員一同しておりますので、今後そういう方向で、それでも今料金が有収水量が減っているので、これだけ足りないという、だから改定させていただきたいというようなことに持っていかないといけないので、そういうふうなことを示しながら今後は改定に向けた計画的な部分についても、いろいろ準備を進めていこうと考えております。

早川委員長 ほかにご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、認定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第9号は、認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11:20 —